

台風シーズン到来！ 早めの防災対策を！

夏から秋にかけて、台風や発達した積乱雲により大雨や強風がおこりやすい

時期になります。気象情報に注意して、早めの防災行動をとるようにしましょう。

I. 大雨や台風による災害は毎年発生

日本では、梅雨前線や秋雨前線、台風などによる、人命を脅かすような自然災害が毎年のように発生しています。

昨年発生した主な自然災害

- 7月 台風8号…死者3名
- 8月 台風11, 12号…死者6名
豪雨による広島市の土砂災害…死者74名
- 10月 台風18号…死者5名、行方不明者1名



II. 事前の防災対策を！

○避難所の場所を確認しよう

避難所等は小中学校をはじめ、30か所が指定されています。

もしもの時の避難所の場所を、もしもの前に町ホームページなどで確認しておきましょう。

【茨城町ホームページTOP→暮らしの情報→災害情報】

●避難場所・避難所 一覧

No.	施 設 名	指定緊急避難場所				指 定 避難所	一時避 難場所
		洪水	土砂災害	地震	大規模な火事		
1	長岡小学校	○	○	○	○	○	
2	長岡第2小学校	○	○	○	○	○	
3	大戸小学校	○	○	○	○	○	
4	川根小学校	○	○	○	○	○	
5	上野合小学校	○	○	○	○	○	
6	沼前小学校	○	○	○	○	○	
7	駒場小学校	○	○	○	○	○	
8	石崎小学校	○	○	○	○	○	
9	広浦小学校	○	○	○	○	○	
10	明光中学校	○	○	○	○	○	
11	青葉中学校	○	○	○	○	○	
12	旧梅香中学校（現青葉小学校）	○	○	○	○	○	
13	県立茨城東高等学校	○	○	○	○	○	
14	県立農業大学校	○	○	○	○	○	
15	中央公民館	○	○	○	○	○	
16	総合福祉センターゆうゆう館	○	○	○	○	○	
17	桜の郷中央公園	○	○	○	○		
18	香取地区学習等供用施設						○
19	大山原農村集落センター						○
20	南川又農村集落センター						○
21	五里峰農村集落センター						○
22	赤坂農村集落センター						○
23	秋葉公民館						○
24	海老沢ふるさとコミュニティセンター						○
25	中山集落農業集会所						○
26	木部南部公民館						○
27	小幡区民センター						○
28	上雨谷農村集落センター						○
29	神谷農村集落センター						○
30	飯塚新農村集落センター						○

○防災情報メールに登録しましょう

茨城県では、気象情報や避難情報等に関する防災情報を電子メールで携帯電話やパソコンに配信しています。

情報を迅速に入手して、災害に備えましょう。

メールの登録はコチラ [茨城県ホームページ→防災・危機管理情報→茨城県防災情報メールについて](#)

携帯電話用QRコード



茨城県公式携帯サイトからも登録画面にアクセスできます。
<http://mobile.pref.ibaraki.jp/>
「防災・危機管理情報」→「防災情報メール」

○風雨が強くなる前に屋内外の対策を

1. 屋外
 - ・窓や雨戸を点検し、必要に応じて補強する。
 - ・雨どいや側溝を掃除し、水はけをよくしておく。
 - ・風で飛ばされそうなものは固定するか屋内にしまう。
2. 屋内
 - ・停電に備えて懐中電灯やラジオを準備する。
 - ・飲料水、非常食を常備しておく。
 - ・非常持出品をリュックサックなどにまとめて、すぐに持ち出せるようにしておく。

※非常持出品は、飲料水や食料品のほか、お薬やオムツなど家族構成に合わせた準備を！



III. 災害発生の恐れがあるとき

台風が接近している、大雨の予報がされているなど、災害発生の恐れがあるときは、最新の気象情報に注意し、必要に応じて避難するようにしましょう。

○気象庁が発表する気象情報

情報の種類	内 容	とるべき行動
注 意 報	災害が起こる恐れがある場合	最新の情報に注意して、災害に備えた早めの準備を。
警 報	重大な災害が起こる恐れがある場合	町が発表する避難に関する情報に注意し、必要に応じて速やかに避難を。
土砂災害警戒情報	土砂災害の起こる恐れがある場合	
特 別 警 報	警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合	ただちに命を守る行動を！ 避難するか、外出することが危険な場合は屋内で安全な場所にとどまる。

○町が発令する災害情報

情報の種類	内 容
避 難 準 備 情 報	住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、災害時要援護者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの。
避 難 勧 告	災害によって被害が予想される地域の住民に対して、避難を勧めるもの。
避 難 指 示	住民に対し、避難勧告よりも強く避難を求めるもの。 避難勧告よりも急を要する場合や人に被害が出る危険性が非常に高まった場合に発表。ただちに避難行動を開始してください。

町からの災害情報は、防災行政無線、エリアメール等により皆さまにお届けします。

聞き取りにくかった防災行政無線の放送内容は電話で確認することができます。

〈防災行政無線確認用電話番号 029-292-8861〉

【問合せ先】総務課 防災グループ ☎ 240-7125